

天理市公告第21号の2

令和3年度 天理市予防接種の実施について

予防接種を次の通り行いますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条及び5条の規定により公告します。

令和3年4月1日

天理市長 並河 健

- 1 予防接種実施場所
連携型接種施設
- 2 予防接種期日
実施医療機関の定めた日
- 3 新型コロナワクチンに係る特例的な臨時接種と実施方法

対象疾病	ワクチン	対象者
新型コロナウイルス感染症	ファイザー株式会社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）	接種順位が上位に位置づけられる医療従事者等

4 接種を受けることが適当でない者（接種不相当者）

予防接種実施規則第6条に規定する接種不相当者は、以下のとおり。

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者で新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められるもの
- ② 明らかな発熱を呈している者（※）
- ③ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ④ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- ⑤ 上記に該当する者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

※ 明らかな発熱を呈している者とは、通常37.5℃以上の発熱をいう。

- 5 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者（接種要注意者）
- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
 - ② 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - ③ 過去にけいれんお既往のある者
 - ④ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- 6 接種費用（自己負担金）
- 予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条の規定により実施されるもの 無料

以上